

## 岩手県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

### 参加者証の交付に必要な書類

#### 共通(年齢、加入している健康保険の種別に関わらず全員提出が必要なもの)

- (1)様式1 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証交付申請書
- (2)様式2 臨床調査個人票及び同意書<更新の場合は不要>
- (3)申請者が加入する医療保険がわかる書類(①、②のいずれか)
  - ①「資格情報のお知らせ」又は資格確認書の写し
  - ②マイナポータルから確認できる医療保険の「資格情報」画面の写し
- (4)申請者の医療保険の限度額適用認定証等の適用区分がわかる書類(①、②、③のいずれか)
  - ①限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の写し
  - ②マイナポータルから確認できる「限度額適用認定証関連の情報」画面の写し
  - ③限度額適用認定証等の適用区分が記載されている資格確認証の写し  
(70～74歳の国保加入者の高齢受給者証など)
- (5)様式6 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業入院記録票の写し
- (6)肝炎治療受給者証被交付者にあたっては、肝炎治療月額管理票の写し<該当者のみ>

#### (7)か(8)のいずれか、該当する書類の提出が必要なもの

- (7)国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入している場合、又は被用者保険のうち低所得区分(※)に該当しない場合に必要なもの
  - ・申請者の住民票抄本(本人の住民票)
- (8)被用者保険に加入のうち低所得区分(※)に該当する場合に必要なもの
  - ・申請者の住民票謄本(世帯全員の住民票)
  - ・申請者及び申請者と同じ被用者保険に加入している方の住民税課税・非課税証明書

※低所得区分とは、以下に該当する場合です。

- ・70歳未満の市町村民税非課税世帯(限度額適用認定証等における適用区分オ)
- ・70歳以上の低所得者Ⅰ及び低所得者Ⅱ(限度額適用認定証等における適用区分Ⅰ、Ⅱ)